



福県医発第2526号(地)

平成23年 3月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

オンライン請求によるレセプトデータの
送信方法等の変更について

社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下、支払基金とする。）においては、レセプトのオンライン請求について、毎月5日から10日までを請求期間として、10日までに送信されたレセプトデータのうちエラーとなったレセプトを訂正して当月に再送信できるよう、12日までを訂正可能期間とされております。

しかしながら、一部の保険医療機関において、請求省令で定める請求期限の10日を過ぎても請求確定されないままとなっているものや、一旦送信したレセプトデータを請求確定（又は請求取消）しないで訂正後のレセプトデータを再度送信されているものが見受けられ、このような請求確定されていないレセプトデータは、支払基金において10日までに受付することができず、また、請求取消されずに再度送信した場合は、同じレセプトデータを重複して受付する可能性があることから、今般、これらの事例を改善することを目的に、支払基金において、平成23年4月請求分から、オンライン請求によるレセプトデータの送信方法等下記のとおり変更する旨、別添のとおり通知が参りましたのでお知らせいたします。

なお、本件については、オンライン請求を行っている保険医療機関に対し直接支払基金より通知されますことを申し添えます。

記

1 レセプトデータの送信について

レセプトデータを送信する際に、前回送信したレセプトデータが「請求確定」されていない場合、次回のレセプトデータを送信できない扱いとされております。

この場合、メッセージが表示されますので、前回送信したレセプトデータを「請求確定」又は「請求取消」した上で、次のレセプトデータを送信して下さい。

2 レセプトデータのシステムによる自動確定について

10日までに送信されたレセプトデータが「請求確定」されていない場合、当該レセプトデータは、エラー分を除いて、10日の24時（オンライン請求システム終了）をもって、オンライン請求システムで自動的に「請求確定」が行われます。

これにより、送信されたレセプトデータは、請求省令に定める「10日まで」に請求されたことになり、支払基金において受付が行われます。

3 訂正可能期間におけるレセプトデータの送信について

11日及び12日にレセプトデータを送信する場合、10日までに送信されたレセプトデータであって、受付・事務点検 ASP の結果、エラーとなったレセプトデータのみが送信できる取扱いとされております。

この場合、送信されたレセプトデータの件数と、10日までに送信されたレセプトデータのうちエラーとなったレセプトデータの件数を、オンライン請求システムで照合されます。

なお、10日24時までの間は、前回送信したレセプトデータの「請求取消」を行えば、前回送信したものと同一レセプトデータを何度でも送信することが可能となっております。

平成 23 年 3 月 4 日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

オンライン請求によるレセプトデータの
送信方法等の変更について（お知らせ）

平素は、支払基金の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、すでにご案内のとおり、レセプトのオンライン請求におきましては、毎月 5 日から 10 日までを請求可能期間とし、10 日までに送信されたレセプトデータのうちエラーとなったレセプトを訂正して当月に再送信できるよう、12 日までの訂正可能期間としています。

しかしながら、一部の保険医療機関におかれましては、請求省令で定める請求期限の 10 日を過ぎても請求確定されないままとなっているものや、一旦送信したレセプトデータを請求確定（又は請求取消）しないで訂正後のレセプトデータを再度送信されているものが見受けられます。

このような請求確定されていないレセプトデータは、支払基金において 10 日までに受付することができません。また、請求取消されずに再度送信された場合は、同じレセプトデータを重複して受付する可能性があります。

つきましては、これらの改善を図るため、平成 23 年 4 月請求分から、オンライン請求によるレセプトデータの送信方法等を、下記のとおり変更することといたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この件につきましては、オンライン請求を行っている保険医療機関に対しまして、当支払基金支部からお知らせいたしますことを申し添えます。

記

1 レセプトデータの送信について（別添の 1）

レセプトデータを送信する際に、前回送信したレセプトデータが「請求確定」されていない場合、次回のレセプトデータを送信できない扱いとします。

この場合、メッセージを表示しますので、前回送信したレセプトデータを「請求確定」又は「請求取消」した上で、次回のレセプトデータを送信願います。

2 レセプトデータのシステムによる自動確定について（別添の 2）

10 日までに送信されたレセプトデータが「請求確定」されていない場合、

当該レセプトデータは、エラー分を除き、10日の24時（オンライン請求システム終了）をもって、オンライン請求システムで自動的に「請求確定」を行います。

これにより、送信されたレセプトデータは、請求省令に定める「10日まで」に請求されたことになり、支払基金において受付を行うこととします。

3 訂正可能期間におけるレセプトデータの送信について（別添の3）

11日及び12日にレセプトデータを送信する場合、10日までに送信されたレセプトデータであって、受付・事務点検ASPの結果、エラーとなったレセプトデータのみが送信できる扱いとします。

この場合、送信されたレセプトデータの件数と、10日までに送信されたレセプトデータのうちエラーとなったレセプトデータの件数を、オンライン請求システムで照合することとします。

なお、10日24時までの間は、前回送信したレセプトデータの「請求取消」を行えば、前回送信したものと同一レセプトデータを何度でも送信することが可能です。

【参 考】

請求省令では、次のとおり規定されており、オンラインによる請求は、毎月10日まで^{※1}にレセプトデータを送信するとともに、当該レセプトデータを「請求確定」することで、審査支払機関のサーバに記録（到達）^{※2}されることとなります。

○ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（請求省令）

（電子情報処理組織の使用による療養の給付費等の請求日）

※1 第2条 電子情報処理組織の使用による療養の給付費等の請求（以下「電子情報処理組織の使用による請求」という。）は、各月分について翌月10日までに行わなければならない。

※2 2 電子情報処理組織の使用による請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。

レセプトデータの送信方法及び確定方法の変更について

平成23年4月請求分から、オンライン請求によるレセプトデータの送信方法及び確定方法を変更します。

1 レセプトデータの送信

レセプトデータを送信する際に、前回送信されたレセプトデータが「未確定」のままの場合、送信を不可とさせていただきます。

前回送信されたレセプトデータを請求確定（又は請求取消）していただいた上で、再度レセプトを送信することとなります。

＜前回送信データが未確定の場合＞

「レセプト送信」をクリックする

オンライン
請求

トップページ

お知らせ

レセプト送信・状況

送信

状況

確認メッセージが表示される

確認メッセージ

前回送信したデータが
請求確定(請求取消)されていません。
請求確定(請求取消)を行ったうえで、
次のデータを送信して下さい。

OK

請求状況画面で請求確定
(又は請求取消)を行う

平成22年 月診療分 請求状況 (医科)

送信日	請求 確定日	診療科	請求 確定日	送信レセプト件数	要確認 件数	請求確定 件数	現在	最新状況に更新
2010/ /								

請求状況

請求確定(エラー分含む)

請求確定(エラー分除く)

請求取消

CSV一括
ダウンロード

トップページに戻る

「レセプト送信」をクリックする

オンライン
請求

トップページ

お知らせ

レセプト送信・状況

送信

状況

レセプト送信画面で「実行」をクリックする

レセプト送信(医科)

平成23年4月診療分レセプト送信を実行します。
ASPありなしを選択し、実行ボタンを押して下さい。

※ ASPあり 事務的データ等のチェックと受付処理を行います。
エラー内容を確認して訂正・再送信することができます。

※ ASPなし 受付処理のみを行います。

実行

レセプトデータの読込先を選択する

読込先

読込先: フロントデスクドライブ (A)

参照

実行 中止

レセプト送信が完了する

レセプト送信が完了しました。
左のトップページボタンから処理状況を確認して下さい。

OK

請求状況画面で請求確定（又は請求取消）
を行う

平成22年 月診療分 請求状況 (医科)

送信日	請求 確定日	診療科	請求 確定日	送信レセプト件数	要確認 件数	請求確定 件数	現在	最新状況に更新
2010/ /								

請求状況

請求確定(エラー分含む)

請求確定(エラー分除く)

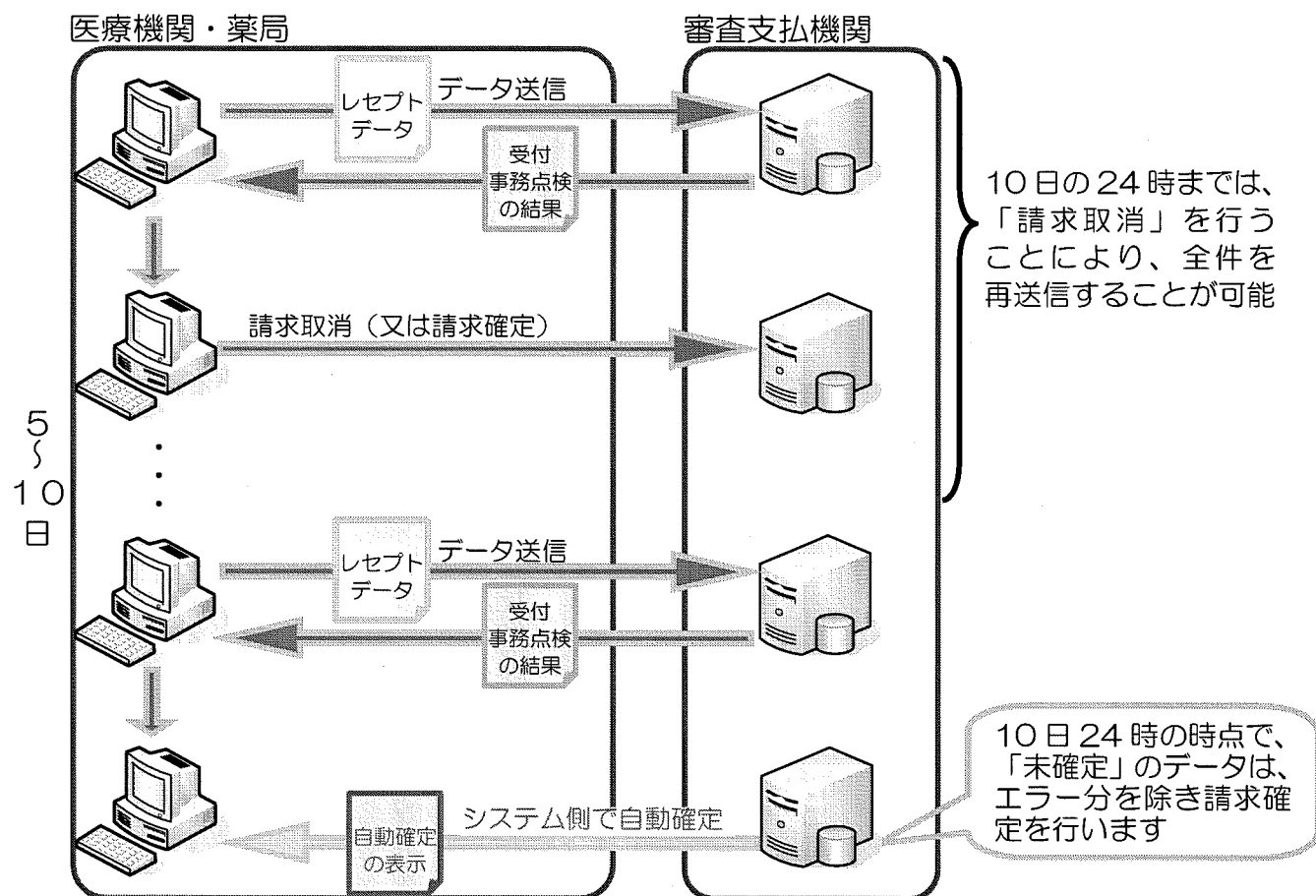
請求取消

CSV一括
ダウンロード

通常のレセプト送信の流れ

2 レセプトデータのシステムによる自動確定

送信されたレセプトデータが「未確定」のままの場合、請求期限日である 10 日の 24 時をもって、オンライン請求システム側で自動的に「請求確定（エラー分除く）」を行います。



<参考>

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（抄）
（療養の給付費等の請求日）

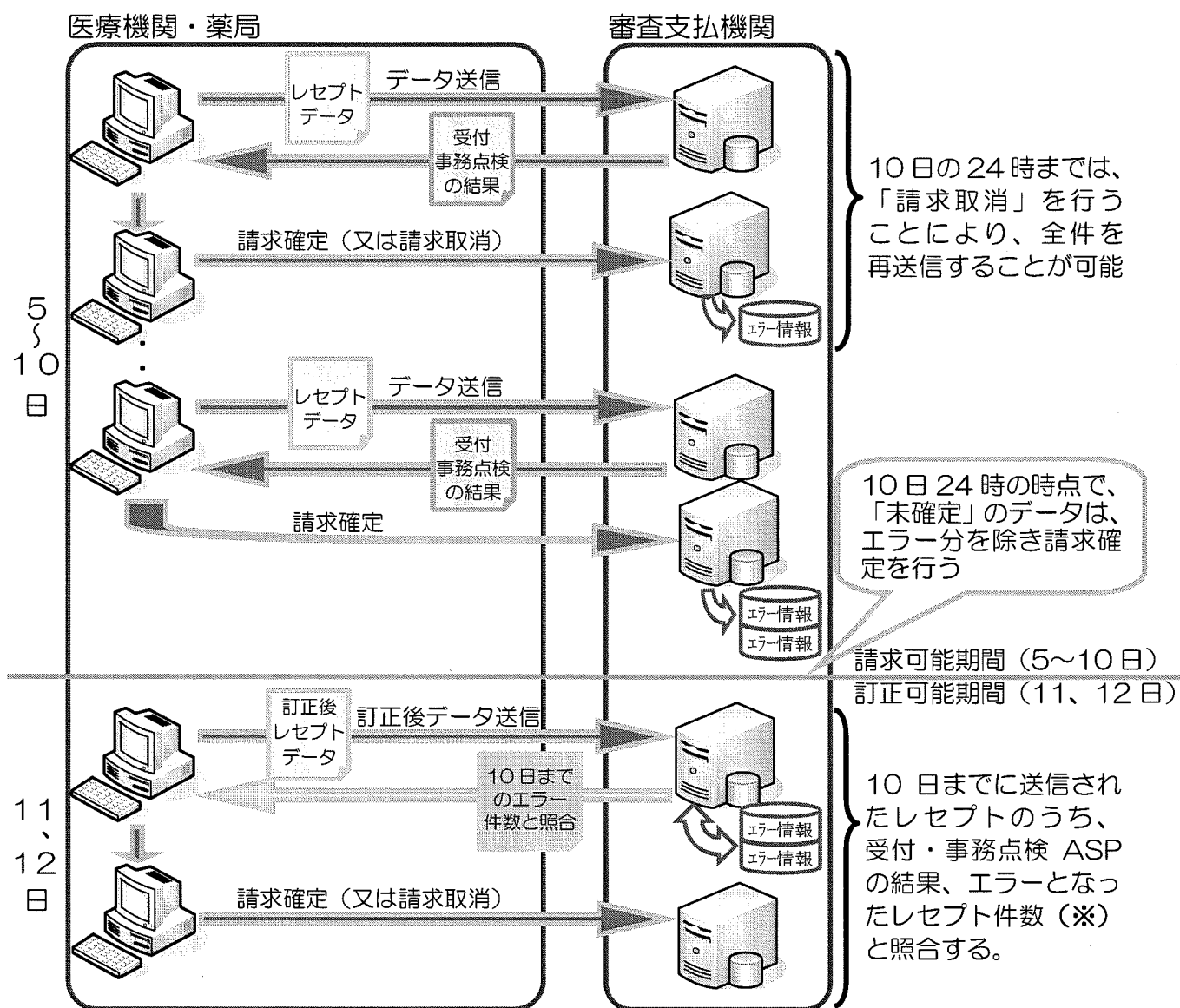
第二条 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。

オンラインによる請求は、毎月 10 日までに行わなければなりません。
オンラインによる請求は、請求確定された時点で、審査支払機関のサーバに記録されます。

3 訂正可能期間におけるレセプトデータの送信

11日及び12日にレセプトデータを送信する場合、10日までに送信されたレセプトデータのうち、受付・事務点検 ASP の結果、エラーとなったレセプトデータのみを送信できることとします。



※ エラーとなったレセプト件数にカウントされるレセプトデータ

請求状況	受付不能 (L2)	要確認 (L3、L4)
請求確定 (ASP なし)	○	—
請求確定 (エラー分含む)	○	—
請求確定 (エラー分除く)	○	○
請求取消	—	—

※ 12日まで訂正を行うことができる取り扱い、オンライン請求では電子レセプトを早期に授受できるという特性を活かし、返戻を減少させ、できるだけ当月中に決済が完了するよう、審査支払機関が運用上行っているものです。